

## 第二節 災害対策

### 1 主な災害

#### (1) 地震

安政元年（一八五四）十一月四、五の兩日、宇摩地方は連日地鳴り震動が続き住民は不安に襲われる。翌七日、大地震が発生し、別子銅山では坑内から一斉に出水し、百方手を尽くしたが湧水は止まらず、その上、震動ますます激しく、ついに自力では及び難し、として甚大な被害を受けた。三島地方も連日の地震で倒壊する家屋が続出し、人々は空き地、竹藪等に避難した。古老の伝承によると避難は一週間に及び生きた心地がしなかったという。

今治藩では、これに対する復旧事業に着手したが資金がないため、三島村の庄屋真鍋善右衛門に二〇兩の上納金を依頼し、村松村の森実光五郎ら領内富裕の者二七名にも一〇兩から二〇兩を献納させるなど宇摩領内で三七五兩を集め、被害の救援に充てた。

ところが、安政二年にまたもや大地震が起こり、続いて大暴風が来襲し郡内は凶作となり、困窮者が村にあふれた。七月、今治藩は再び富裕者に上納金を依頼し、妻鳥村の徳蔵八〇兩、新宮の元兵衛六〇兩をはじめ、二四名から九四〇兩を徴収し、これを基金に救済活動を行い、三島神社境内にお救い小屋を設け、粥の炊き出しを行い餓死者の出ないように手を尽くした。安政六年十一月にも大地震が起こっている。

安政四年にも、三昼夜続いて地震が頻発し、村民は再び竹林に避難し、この年も三島神社にお救い小屋を造り炊き出しをして貧民を救済した。

地震では、このほか明治三十六年六月二日、安芸灘で震度五、中子で家屋の全半壊六五戸、破損二三一戸、煙突倒壊七本、堤防一五三か所が破損している。

大正五年八月六日、宇摩郡関川村五良津で震度五、宇摩郡内の建物道路の損壊多しとある。この時、多くの家庭では、ガラスが割れたり樹木や神社の玉垣などが倒壊している。

昭和二十一年十二月二十一日、南海大地震。土佐沖が震源地で、死者二七人、傷者二八人、家屋損壊一一三三戸。このため宇摩地方の海岸は〇・五メートル以上地盤が沈下してしまった。八綱浦などの広い海岸や砂浜は海底に没し、海岸に近い河川へは海水が逆流し、田畑や井戸水に大きな被害を与えるようになった。それ以後、台風の度に高潮の被害が続出したため、ついに宇摩郡の海岸一帯にコンクリートの防潮堤を延々と築くことになったのである。

(2) 台 風

この地方の災害で最も多いものは、台風によるもので、愛媛県の松山気象台による統計によれば、十年間に約一二・七件の台風がきて何らかの被害を与えている。台風の被害は、全気象災害の五三パーセントに当たり、次が豪雨一九パーセント、大風一〇パーセント、干ばつ六パーセント、雷・霜その他となっている。

昭和十五年から三十年までに、西日本に上陸した台風は四七個あり、そのうち愛媛県に被害を与えたのは、二六個である。このうち宇摩郡に大きな被害を与えたのは三〇パーセント程度で、宇摩地区は台風による被害が少ないといえる。そのうち、比較的被害の大きなものを挙げると次のようになる。

年 月 日	中心気 圧 ミルバ	上陸地と 進路	備 考	被 害 状 況	
				死 者 負 傷 家屋全 半壊 浸 水 田 畑 堤 防 路 橋 梁	そ の 他 の 被 害
明治四・八・六	七〇	土佐から香川 県へ	河川氾濫、被害多し、九月一日「やまじ風」強し	一	宇摩郡に被害多し
" 三・一〇・四	七〇	豊後水道から東方へ	東予地方被害甚大、片岡侍従視察	一〇	加茂川決壊、家屋流
" 三・八・六	七〇	九州南部から香川へ	別子銅山の被害(銅山崩れ)	六	六〇〇戸流失
" 三・九・三	七〇	高知から神戸へ	東予三五〇ミリ以上、金生川堤防決壊、死者多し	一	渡舟二隻流失
" 三・九・四	七〇	南予から四国横断	四阪島で風速三七・三m	七	船舶七隻
" 七・七・二	七〇	豊後水道から山口県へ	四阪島で二九・二m	四六六	牛馬四七頭、船舶一四隻
昭和九・九・三	六〇	室戸岬から大阪へ	室戸台風(大阪の被害)	七三九	宇摩郡で家屋二五戸全壊
" 〃 〃	七〇	愛媛県の被害	愛媛県の被害	二六五	船舶四〇九隻

『愛媛県史概説下巻』





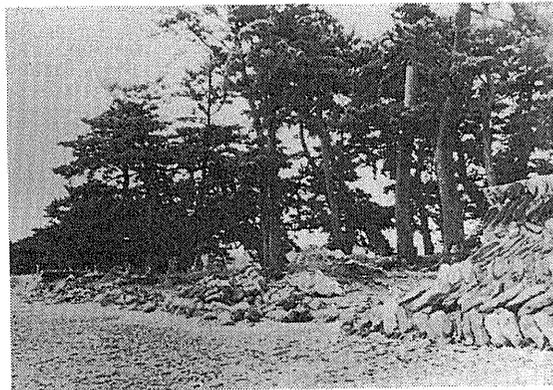
台風により浸水した水田  
村松付近（昭和27年7月  
10日）



村松地区水害状況  
（昭和28年7月2日）



昭和28年台風13号による  
被害 村松・松栄橋付近

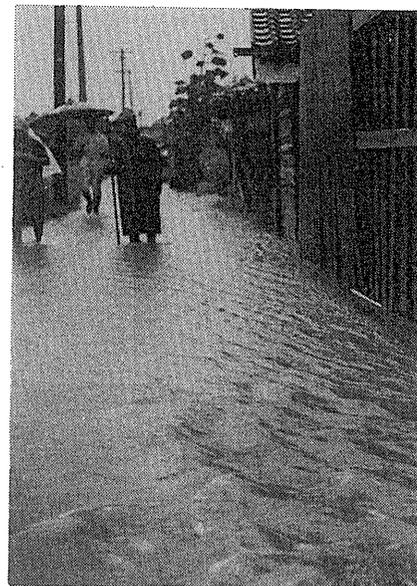


八綱浦海岸 赤之井川付近の台風被害（昭和26年10月15日）

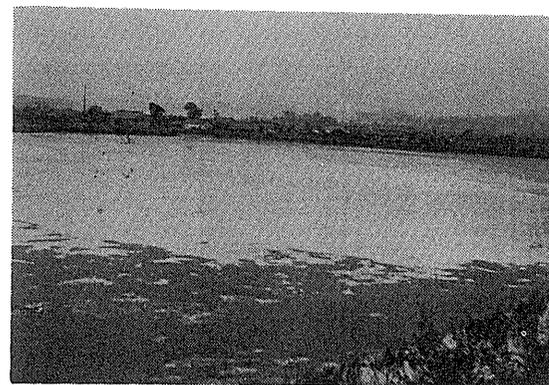


村松海岸 ルース台風跡（昭和26年10月15日）

害救助の第一責任がはずされ、市町村長が負うこととなった。  
昭和三十六年十一月「災害対策基本法」が制定され、総合的計画的な防災行政の推進が図られるようになった。伊予三島市では、これに基づき防災会議及び災害対策本部条例を制定した。防災会議は市長が会長となり県職員、警察、教育長、広域組合消防長、消防団長、学識経験者で組織され、防災計画を作成し災害の発生するおそれのある時は市長が対策本部長となって災害防止、救助等に当たることになっている。



昭和28年台風13号による浸水 村松・枝村付近



高潮による被害 村松から三島を見る（昭和31年1月28日）